

酒類の有機認証制度の同等性

- 令和7年10月1日から、農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく認証を受けた有機酒類について、「有機（organic）」と表示して、英国及び米国へ輸出が可能になる。
- 英国、米国、豪州及びニュージーランドによる認証を受け、輸入された有機酒類については、JAS制度に基づき「有機」等と表示可能になる。

（令和7年10月1日現在）

期待される効果

- 有機JAS認証の取得により、相手国での追加認証が不要となり、輸出に伴う手数料や手続の負担が軽減され、事業者にとって実務上の利便性が向上
- 米国・EU等の海外市場では有機食品市場が拡大しており、日本産有機酒類がこれらの市場に参入可能
- 日本における有機酒類のブランド確立及び日本産酒類のブランド多角化につながり、更なる産業振興及び競争力が向上

有機同等性を相互承認した国・地域

国・地域	発効日
カナダ	令5年8月31日
台湾	令6年1月1日
EU	令7年5月18日
英国	令7年10月1日
米国	

日本への輸入について有機同等性を承認した国

国・地域	発効日
豪州	令7年10月1日
ニュージーランド	

※[スイス](#)については、有機酒類に係る有機同等性を相互承認していないが、有機ワイン（ぶどう酒）を除く有機酒類について、有機加工食品として有機同等性により、スイスへ輸出可能。一方、有機同等性による日本への輸入は不可。